

所得税も相続税も健康保険料もいつの間にか増えている

知らない人からむしり取る

2018年から始まる

「ごっそり増税」3ヶ年カレンダー



長い年月をかけて進められてきた年金受給者への課税強化。そしてこれからも国民が知らぬ間に負担増を強いる国家の謀略は続く。すでに「スケジュール」は組まれているのだ。

\*

18年税制改正で狙われたのは会社員だった。給与所得控除額の上限が引き下げられ、20年1月から年収850万円超の会社員は一律増税となった。増税といっても、源泉徴収票から引かれる額がいつの間にか増えるだけ。負担増に気付きにくい会社員は、いつの時

代も狙われてきた。また、納税者の「工夫

の余地も、今年からひとつ潰される。取引価格と比べ、相続税の評価額が低かったタワーマンションの高層階を購入し、子供に相続させる「タワマン節税」は今年から、規制対象になる。「18年以降に引き渡しとなる新築物件を対象に、同じ棟でも階層が1階上がるごとに固定資産率が約0.26%ずつ増税となりました」(税理士法人チエスター代表の福留正明氏)

それだけ、節税効果は薄れるというところだ。社会保障も、給付減・負担増が相次ぐ。介護保険では、8月から現役世代並みの所得がある人(単身世

源泉徴収票や年金振込通知書を見比べてください。この姑息すぎる増税のやり口が見えてくるはずですよ。

帯なら年収340万円以上

の自己負担は現行の2割から3割に引き上げられる。

医療も所得区分に応じて、

70歳以上の外来費の自己負担額の上限が引き上げられる。

今年8月からは一般所得者(年収156万・370万円)の場合は現行の月額1万4000円から4000円引き上げられる。

「一方、昨年から新たに医療費自己負担の年間上限が設けられた(年14万4000円)。一見利用者を守る

ような改定と併せて行なっていますが、実際は負担増のほうが大きい改定です。少しずつ外編を埋め、いざれそれで財源が足りないから増税する、という環境を整えていくの、でしょう」(社会保険労務士の蒲島竜也氏)

そして来年10月には消費税が10%に引き上げられる。

大和総研が昨年10月に行なった試算によると、年収500万円の会社員と専業主婦、子2人の世帯では、可処分所得は年4万6600円も減るという。

20年1月には、公的年金等控除の引き下げも控えている。前稿で見たように、年金振込通知書上の天引額が、少しずつ増えていく。

ファイナンシャル・プランナーの森田悦子氏はいう。

「少子高齢化が進むなかで、国の、老後のお金は自分で

国は守ってくれない

「少子高齢化が進むなかで、国の、老後のお金は自分で

# 知っておくべき2018年からの税&保険料激変カレンダー

項目	内容	
2018年	1月 <b>配偶者控除の拡大</b>	妻の年収150万円以下(改正前は103万円以下)なら38万円の配偶者控除の対象に(夫の年収が1120万円以下の場合)
	<b>つみたてNISA創設</b>	対象となる金融商品の利益が年間40万円の投資まで非課税に(最大20年間)
	4月 <b>エコカー減税の縮小</b>	自動車取得税の減免の対象となる燃費基準が厳格化
	<b>タワーマンション課税見直し</b>	20階建て以上のマンションの高層階は固定資産税などが増税に(低層階は減税)
2019年	<b>国民健康保険料の引き上げ</b>	年間支払い上限額を73万円から77万円へ引き上げ
	8月 <b>高額療養費制度の自己負担上限引き上げ</b>	70歳以上の医療費の自己負担限度額が引き上げ(一般所得者の外来費は月額1万4000円から1万8000円)
	<b>介護保険の自己負担上限引き上げ</b>	現役世代並み所得者(単身の場合、年間所得340万円以上)は3割負担へ
	10月 <b>たばこ税増税</b>	紙巻きたばこが1本当たり1円、21年までに計3円の増税。加熱式たばこは5年かけて段階的に増税を実施
2020年	1月 <b>国際観光旅客税の創設</b>	出国するたびに1人1000円を課す仕組み
	10月 <b>消費税増税</b>	8%から10%への引き上げ
	1月 <b>基礎控除の見直し</b>	38万円から48万円に引き上げ
<b>給与所得控除の見直し</b>	一律10万円の引き下げ	
<b>公的年金等控除の引き下げ</b>	年金収入や、年金以外の株や不動産などの所得が年1000万円を超える人は増税となる	

森田氏の協力をもとに本誌作成。一部、今国会で審議中のものを含む。

準備しろ、という姿勢は鮮明です。生活防衛のために国が新たに認めた税制上の優遇策は最大限活用した

ほうがよいと考えます」  
今年1月から始まった「つみたてNISA」はそのひとつ。運用益への課税

はゼロで、年40万円を上限に最長20年積み立て可能だ。森田氏によると、対象の投資信託に毎月3万円を積

み立て、年2%の運用ができた場合、20年の運用益は164万円になる。約20%の所得税・住民税約33万円

負担増

負担増

負担増

負担増

負担増

負担増

負担増

「確定申告」である。巧妙に負担が増やされていく以上、制度を熟知した生活防衛が必要だ。武器となるのが、次稿で解説す

利用すればゼロで済む。今年から「配偶者控除」も変わった。従来は妻の年収が「103万円まで」ならば夫の所得から38万円が控除される仕組みだったところ、それが「150万円まで」に拡大。この制度改正を活用する。賢い働き方が必要になる。

「配偶者控除が拡大されたからといって、妻が103万円を超える働き方をしても、かえって手取りが減ることがあります。会社の規模によって変わりますが、たとえば妻の勤務先が従業員数501人以上の会社の場合、年収106万円を超える」と社会保険料負担が発生する。妻がこの「106万円の壁」を超えて働くなら、少なくとも年収125万円以上にならないと手取りが減ってしまうのです(税理士の落合孝裕氏)